

千葉県で産業廃棄物最終処分場の運営を行っている申立会社について、原発事故により廃棄物への即日覆土に伴う埋立容量減少によって生じた逸失利益、放流水のセシウム除去のための設備設置費等が賠償された事例。

646

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 逸失利益 （即日覆土実施による埋立容量の減少による逸失利益）	自 平成23年10月27日 至 平成24年1月31日	7145万6000円
2 追加的費用 （受入廃棄物の放射能濃度の測定管理のための分析費及び分析容器購入費）	自 平成23年8月31日 至 平成24年3月30日	270万7586円
3 追加的費用 （ばいじん埋立管理のための材料費及び燃料費）	自 平成24年2月13日 至 平成24年7月31日	169万4150円
4 追加的費用 （即日覆土実施のための燃料費）	自 平成23年10月27日 至 平成24年1月31日	42万1344円
5 放射線測定機器購入費	申立人からの出金日平成23年8月31日及び同年9月30日	220万5000円
6 追加的費用 （放流水の水質管理のための分析費）	自 平成23年8月31日 至 平成24年7月31日	274万8658円
7 追加的費用 （セシウム除去のための設備設置費）	A株式会社の平成24年6月12日付請求書に対応するもの	2050万円
8 追加的費用 （情報開示・説明会実施費用）	自 平成23年10月29日 至 平成24年7月25日	60万5825円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対して1億0233万8563円を支払う。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月27日

(仲介委員 豊崎寿昌)